【軽費老人ホームＡ型東海ホーム】

重　要　事　項　説　明　書

（令和８年４月１日　現在）

１．当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：０３－５４７９－２９４４　（午前９時～午後５時３０分）

担 当 者： 生活相談員　櫻井　博子

・ご不明なことは、何なりとお尋ねください。

２．軽費老人ホームＡ型東海ホームの概要

（１）施設の名称：東海ホーム（とうかいホーム）

・所在地：〒 140-0002 東京都品川区東品川３－１－８

（２）施設の職員体制

職　　種	資　　格	常　勤	非常勤	計
施設長		１名		１名
医　師			１名	１名
生活相談員		１名		１名
介護職員		４名		４名
看護職員	看護師	１名		１名
栄　養　士	栄養士	１名		１名
事　務　員		１名		１名

３）施設設備の概要

定　　員	50名	集会室	７階
居　　室 （全室個室）	５０室（１室　６畳） 居室設備：トイレ、流し台、ベランダ	図書コーナー	６・７階
		談話コーナー	６・７階
食　　堂	３階にあります	喫茶コーナー	１階
浴　　室	３階にあります 人工温泉：岩の湯（女）滝の湯（男）		
そ　の　他	理美容室（3 階）、ロビー、屋上庭園		

３．利用料等

（１）利用料は生活費、サービスの提供に要する費用の合算額及び居室に係る光熱費（電気料、電話料、暖房料）です。利用料のうち、サービスの提供に要する費用については、年度毎に東京都が定める「軽費老人ホーム運営費補助要綱」（以下「補助要綱」といいます。）に従い決定いたします。（別紙１）

利用料は補助要綱の改正、変更が生じた場合は変更になります。

＜利用料の内訳＞

ア、生活費（食材料費、共用部分の光熱費）　月額５４，２３０円

・１１月～３月は冬期暖房費として月額２，１３０円が加算されます。

イ、サービスの提供に要する費用

・対象収入の階層区分により本人負担額が決定します。別紙１をご参照ください。

＜利用料金算出方法＞

前年度の収入（年金等）－　必要軽費　＝　対象収入

※必要経費算出のために領収書等が必要となりますので、各自保管をお願いいたします。

（２）次の経費は、利用者の負担となります。

ア、電気料（居室内で使用した電気代です。）　…　全額実費

イ、電話料（ご自分の使用料と基本料金です。）

・基本料金　…　月額９００円（消費税込）

・通話料金　…　全額実費

（３）その他の負担金

ア、クラブ活動、サークル活動、レクリエーション等利用者ご本人が選定したサービスに費用が発生する場合には自己負担とさせていただきます。なお、費用が発生する場合には必ず事前にご説明もしくは掲示いたします。

イ、居室内の備品破損時は、その理由により自己負担していただく場合があります。

ウ、ご本人の日用品、他生活必需品、娯楽品等に関しては全て自己負担となります。

（４）支払方法

利用者は、毎月の利用料及び利用者負担金を施設の指示する日までに指定する方法により支払うものといたします。

（５）利用料の日割計算

ア、月の途中において、利用の承認又は利用の終了があった場合の利用料の額は日割計算によります。

イ、前項の日割計算は、ホームを利用しなかった日数を、当該利用しなかった日の属する月の日数で除して得た数によります。

４．入退所の手続き

（１）入所手続き

・ホームと面接、相談のうえ、入所の契約を結んでいただきます。

・入所に当たっては、身元引受人を定めていただきます。

これは、利用者が自己負担金を支払えない場合、急病等で入院を必要とする場合、不幸にしてお亡くなりになった場合の葬儀・遺骨・慰留金品等の処理などに必要なためです。原則としては、ご家族、ご親族のうちからお一人を定めていただくこととします。

（２）退所手続き

①利用者のご都合で退所される場合

退所を希望される１ケ月前までに文書でお申し出ください。

②自動終了

ホームは、利用契約の終了に際しては、居宅介護支援事業者や介護保険施設等の情報の提供に努めるほか、居宅サービス等その他保健医療福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

・利用者が亡くなられた場合。

・利用者が他の施設に入所された場合。この場合は、概ね１５日以内に退所していただくことになり、この期間費用は、全額自己負担となります。

③その他

・不正又はいつわりの手段によって入所の承認をうけた時。

・正当な理由なく利用料を滞納したとき。この場合、２ケ月以上遅延し、料金をお支払い下さるように催告をしたにもかかわらず、１５日以内にお支払いいただけなかった場合。

・介護保険サービス及び保健医療福祉サービスを利用してもなお常時介護を必要とし、施設での生活が著しく困難となったとき。

・身体的又は精神的疾患等のため、ホームでの生活が著しく困難となったとき。

・利用者が運営規程第５章利用者の守るべき規律に違反し、その後、ホームの指示又は指導に従わないとき。

・共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかけるなど、ホームの生活が著しく不適当と思われる事態が生じたとき。この場合、退所していただく７日前までに文書で通知いたします。

５．損害賠償

・施設側の責任により、利用者及びその家族等に損害を与えた場合は、施設が賠償いたします。

・利用者及びその家族等が、故意又は過失に因り施設長及び他の入所者に損害を与えた場合は、利用者又はその家族に損害賠償をしていただきます。

６．当施設のサービスの特徴

運営の方針

①利用者を中心としたサービスの提供に努めています。

②品川区内の他の福祉団体と協力し、地域に開かれた福祉の推進に努めています。

③総合福祉施設としてのメリットを生かしたサービスの提供に努めています。

７．協力医療機関

当施設の協力医療機関は下記のとおりです。急病等で救急車を利用の場合は施設が対応します。

医療機関名：

・第三北品川病院　品川区北品川３－３－７　　電話０３－３４７４－１８３１

・大森赤十字病院　大田区中央４－３０－１１　電話０３－３７７５－３１１１

・東京品川病院　　品川区東大井６-３-２２　　電話０３－３７６４－０５１１

８．非常災害対策

・災害時の対応‥‥‥‥‥ 職員の指示に従ってください。利用者ご本人の判断で行動しないでください。

・防災設備‥‥‥‥‥‥‥‥‥. スプリンクラー、消火器、消火栓、避難路、地震時の転倒防止、非常用放送設備などが施されています。

・防火担当責任者‥‥‥‥‥施設長　　吉原　伸一

９．相談・要望・苦情等の窓口

（１）施設の窓口

担当者：　生活相談員　　櫻井　博子

電話番号　０３－５４７９－２９４４

なお、当施設の相談・苦情解決責任者は、東海ホーム施設長です。

（２）上記以外の受付窓口

・当法人では、利用者からの苦情に適切に対応するために、前記の苦情相談窓口以外にも外部の方に依頼して「第三者委員」（別紙２をご参照下さい）制度を設けております。お気軽にご相談下さい。

１０．東京都福祉サービス第三者評価受審の実施状況

（1)福祉サービス第三者評価　評価機関：にほんの福祉ネット　(令和２年度)

評価機関：ハイマート総研　(令和５年度)

利用者調査　評価機関：長寿社会文化協会　(令和３年度・令和４年度)

一般社団法人 TSK　(令和６年度・令和７年度)

１１．　当法人の概要

名　　称	社会福祉法人 福　栄　会
代表者役職・氏名	理事長　　西村　信一
本部所在地・電話番号	東京都品川区東品川３丁目１番８号 ０３－５４７９－２９８１（代）

定款に定めた事業

（１）第一種社会福祉事業

（ア）特別養護老人ホームの経営

（イ）軽費老人ホームの経営

（ウ）障害者支援施設の経営

（エ）母子生活支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（ア）老人デイサービスセンターの経営

（イ）老人短期入所事業の経営

（ウ）老人介護支援センターの経営

（エ）老人居宅介護等事業の経営

（オ）子育て短期支援事業の経営

①短期入所生活支援事業

②夜間養護等事業

③養育支援訪問事業

（カ）障害福祉サービス事業の経営

（キ）一般相談支援事業の経営

（ク）特定相談支援事業の経営

（ケ）地域活動支援センターの経営

（コ）子育て援助活動支援事業の経営

（サ）移動支援事業の経営

（シ）地域子育て支援拠点事業の経営

（ス）一時預かり事業の経営

（セ）老人福祉センターの経営

（ソ）保育所の経営

（タ）障害児相談支援事業の経営

（チ）障害児通所支援事業の経営

附則　　この重要事項説明書は平成２１年４月１日より施行する。(職員配置の変更)

附則　　この重要事項説明書は平成２２年４月１日より施行する。(職員配置の変更)

附則　この重要事項説明書は平成２３年４月１日より施行する。（職員配置の変更）

附則　この重要事項説明書は平成２３年４月１日より施行する。（東海ホーム運営規程に準拠し、利用料、退所手続きについて改正）

附則　この重要事項説明書は平成２４年４月１日より施行する。（職員の異動に伴う変更）

附則　この重要事項説明書は平成２６年４月１日より施行する。（理事長の変更に伴う変更）

附則　この重要事項説明書は平成２７年４月１日より施行する。（職員の異動に伴う変更）

附則　この重要事項説明書は平成２８年４月１日より施行する。（職員の異動に伴う変更）

附則　この重要事項説明書は平成２８年５月１日より施行する。（生活費及び冬期暖房費の変更）

附則　この重要事項説明書は令和３年４月１日より施行する。（職員の異動に伴う変更）

附則　この重要事項説明書は令和４年４月１日より施行する。（理事長の変更に伴う変更）

附則　この重要事項説明書は令和５年４月１日より施行する。（職員の異動に伴う変更）

附則　この重要事項説明書は令和５年８月１日より施行する。（第三者評価の実施状況に伴う変更）

附則　この重要事項説明書は令和６年４月１日より施行する。（第三者評価の実施状況に伴う変更）

附則　この重要事項説明書は令和７年４月１日より施行する。（第三者評価の実施状況に伴う変更、定款に定めた事業の変更）

附則　この重要事項説明書は令和８年４月１日より施行する。（施設長の変更に伴う変更、職員配置の変更、第三者評価の実施状況に伴う変更）

令和　　年　　月　　日

軽費老人ホームＡ型東海ホーム入所にあたり、利用者及び身元引き受け人に対して契約書および本書面に基づいて、重要事項の説明をしました。

施設長　　吉原　伸一　　印

所在地：東京都品川区東品川３丁目１番８号
名　称：社会福祉法人　福栄会
　　東海ホーム

説明者：生活相談員
　　櫻井　博子　　印

私は、契約書および本書面により、施設長から軽費老人ホームＡ型東海ホームについての、重要事項の説明を受け了承しました。

（利用者）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（身元引受人）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印